

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 129,186円

2 賠償の相手方

住所 \* \* \* \* \*

氏名 \* \* \* \* \*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和3年5月26日午後3時頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市緑ヶ丘一丁目2番13号

(3) 事故の内容 市職員が運転する車両が事故発生場所付近の市道で相手方車両と擦れ違う際、相手方車両の左側面と接触した。

(4) 被害の程度 相手方車両の左側面の擦り傷

令和3年11月12日

ふじみ野市長 高 畑 博